

福生Farmer

- 農業委員会だより -

発行
福生市農業委員会

農業者インタビュー

～中山 喜一郎さん～



農家になろうと思ったきっかけはなんですか？

きっかけは、長野の高原野菜収穫のアルバイトでした。当時は、演劇の道を目指しており、給料をもらいながら食事の提供もあったので、すごく助かりました。アルバイトを始めた頃、ちょうど演劇をあきらめようか迷っていた時期で、マイペースに仕事ができ、自分にも向いていると感じ農業を始めました。今では農家になってからもう20年以上になります。

農家になって大変だったこと・良かったことはありますか？

大変だったことは、ほとんど独学だったことです。アルバイトのときは収穫のみだったので、作付け等は学ぶ環境はなく、何を始めるにもすごく大変でした。

良かったことは、JAにしたま福生支店直売所へ出荷したことにより、地域の先輩農家とのつながりが広がりました。アドバイスもいただいてとても助かっています。

今栽培している品種はなんですか？

春菊、レタス、モロヘイヤなどです。

福生の農家としては、落花生を作付けしたいのですが、畑の面積が少ないため、どうしても回転率を考慮すると厳しいです。

農業の魅力はなんですか？

何といても、野菜を収穫できた時が大きな魅力です！野菜によっては、1か月で収穫できるものもあれば、収穫まで半年間もの時間を要するものもあります。

また、野菜の育成には天候も大きく関与しているため、一筋縄ではいかないことがほとんどです。

その中で、試行錯誤しながら育てた野菜を収穫できた時の喜びはひとしおです！

今後の目標

今後は農地を広げ、経営規模を拡大していきたいです。



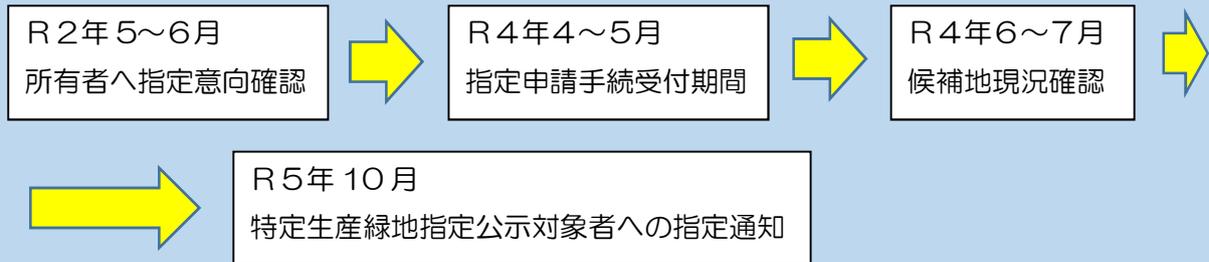
中山さんお忙しいところ、
ありがとうございました！



特定生産緑地制度の指定スケジュール

平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行されました。特定生産緑地に指定するには、現在の生産緑地の指定告示から30年目を迎える前に手続きする必要があります。福生市における特定生産緑地制度の平成5年指定分スケジュールは下表のとおりです。なお、「いつ指定を受けたか知りたい!」「制度やスケジュールの詳細が知りたい!」という場合には、福生市役所まちづくり計画課計画グループ(TEL:042-551-1952)まで、お問い合わせください。

<平成5年指定分スケジュール>



生産緑地の貸借について

2018年9月に都市農地貸借円滑化法が施行され、生産緑地の貸借ができるようになり、都内ではこれまでに約22ヘクタールの生産緑地で貸借が行われています(2021年3月末現在)。

生産緑地を対象とする都市農地貸借円滑化法による貸借では、①相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地の貸借が可能で、②生産緑地の貸借中に所有者に相続が発生した場合に、生産緑地を貸し付けたまま相続した者が相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

また、生産緑地の貸借中に貸付者(所有者)に相続が発生した場合、所有者(被相続人)が借受者の農業の業務に一定程度関与しており市長から主たる従事者であったことが認められれば、借受者から生産緑地の返還を受け、買取申出をすることが可能です。

詳細については、福生市農業委員会事務局(TEL:042-551-1699)まで、お問合せください。

農地パトロールを実施しました

令和3年6月17日(木)に、市内生産緑地を対象とした農地パトロールを実施しました。生産緑地をパトロールし、耕作状況について報告し協議の上、対象農地の所有者の方にはパトロール結果を文書にて送付しました。

生産緑地法では、「農地を適正に管理すること」と規定されており、不耕作が続くと違反状態になります。

さらに、相続税納税猶予制度を受けている場合は、税制上の優遇を受けられなくなる恐れがありますので、農地の適正な管理をお願いいたします。

